

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	特産品加工工房、交流室等の使用許可	
根拠法令・条項	堺市立農業公園条例第5条、第11条	
所 管 課	農 政 部 農業公園 担当	
審 査 基 準	<p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 建物、附属施設、器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、公園の管理上支障があり、使用させることが不相当であると認めるとき。</p> <p>(堺市立農業公園条例第5条第2項)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	申請内容が個々の申請ごとに異なるため